

京都やましろ保養の家 見学会 & 開設記念のつどい

●日時：6月29日（土）13:15～15:45

●場所：京都やましろ保養の家



●プログラム

(第1部) 京都やましろ保養の家 見学会

13:15～14:00 *各自でご自由にご見学ください!

(第2部) 京都やましろ保養の家を守り育てる会設立総会

14:00 開会・議長選出

総会議案の提案・討議・採決

14:30 休憩 (15分)

14:45 映像上映「チェルノブイリ 28年目の子どもたち～低線量
長期被曝の現場から」(OurplanetTV・43分)

15:30 感想・意見交換・アピールなど

15:45 終了予定

(呼びかけ)

うつくしま☆ふくしま in 京都

奥森 祥陽 090-8232-1664

保養の家(仮称)開設準備会

神田 高宏 090-3627-2925

【連絡先】京都市伏見区桃山羽柴長吉中町 55-1 コーポ桃山 105号

京都・市民放射能測定所気付 e-mail:rentai@s3.dion.ne.jp (奥森)

「京都やましろ保養の家」を守り育てる会 設立総会 議案

1 開設までの経過について

(1) 「保養の家 開設資金カンパ」の訴えから

原発事故により放出された放射能の影響を受ける地域に居住している人たちが、一定期間、放射能の影響を受けない地域で生活し、クリーンな空気を吸い、汚染されていない食品を摂取することで、放射能による健康への影響を低減させ健康回復につながる事が、チェルノブイリ原発事故後の取り組みによって実証されています。福島原発事故後にも、放射能の影響を軽減させる「保養キャンプ」などが全国各地でとりくまれてきました。

2013年から現在まで、福島県などから京都府内に避難している子どもを対象に、「避難者子ども健康相談会」を開催してきたメンバーから、福島県などに住む家族やグループが夏休みなどの期間に利用できる「保養の家を京都南部に作ろう」との声があがり、準備をすすめてきました。幸い、京都府精華町にある空き家の離れを利用できることになり、家具・電気製品についても確保することができました。

今後、室内のクリーニング、畳の表替え、ふすま・障子の張り替え、家具什器の購入等などの開設準備を6月までに終え、夏休みには利用できるようにしたいと考えております。

保養の家の開設と当面の運営のために必要な費用は、現時点で約40万円が見込まれています。原発事故被害者に心を寄せるみなさまに、開設資金へのカンパを訴えます。どうか、保養の家を支える一人になってください。(以下略)

*6月25日時点で、75人・724,000円のカンパが寄せられています。

(2) 開設に向けたミーティング等

- ・2019.3.11 保養の家開設準備会の開催を呼びかけ
- ・2019.3.20 保養の家第1回開設準備会開催
- ・2019.5.15 保養の家第2回開設準備会開催
- ・2019.5.17 「うつくしま☆ふくしまin京都」のウェブサイト「保養の家」のページを作り、保養の家開設資金カンパを呼びかける
- ・2019.5.18 「保養の家を精華町につくろう」開設資金カンパ呼びかけチラシを発行以降、「キンカン行動」や各集会などで配布。
- ・2019.5.26 メールニュースNO1 送信
- ・2019.6.1 メールニュースNO2 送信
- ・2019.6.10 保養の家第3回開設準備会開催
- ・2019.6.11 メールニュースNO3 送信
- ・2019.6.23 メールニュースNO4 送信
- ・2019.6.24 保養の家第4回開設準備会開催
- ・2019.6.26 メールニュースNO5 送信

2 「京都やましろ保養の家」を守り育てる会の会則について

* 別紙

3 2019年度活動方針案について

(1) 運営体制の確立

- ① 「育てる会」の会員を、新たに100名獲得します！
 - ・ 保養の家の開設資金カンパをいただいたみなさまには、今年度の育てる会会員とさせていただきます、今年度中に新たに100名の会員拡大をめざします。
- ② 事務局（スタッフ）会議を定期的で開催し、保養の家の管理・運営や支援を広げるためのイベントを企画・実行します。
 - ・ 月2回程度の清掃・管理業務の実施
 - ・ 原発事故被害者にとっての保養の意義・必要性を広く市民に広げる講演会やイベントの開催
 - ・ 育てる会会員の情報交換のためのメーリングリストの開設
 - ・ 助成金の活用保養の家の財政を確立するため、各種団体の助成金の獲得をめざします

(2) 保養利用者への支援・サポート活動

- ① 保養の家利用者をサポートする活動
 - ・ 育てる会会員や地元支援者との交流会の実施、保養の家での生活のサポート、観光案内・情報提供、こどもへの学習支援、送迎支援など
- ② 保養利用者への交通費補助を行います。
 - ・ 今年度は大人2万円、こども1万円を上限に補助をおこないます。
 - ・ 引き続き、保養の家利用者の交通費補助のためのカンパ活動に取り組みます。

(3) 情報発信

- ① 保養の家に関する情報発信を行います。
 - ・ 会報の発行（年2回程度）
 - ・ ホームページ・ブログによる保養の家の利用に関する情報発信

3 役員体制

- ・ 現時点で確認をいただいているのは以下の方です。引き続き、募集します。
- ・ 役員の体制・役割分担は、第1回目の運営委員会で決定します。

（五十音順、敬称略）

池村、上野、梅谷、奥森、神田、小山、佐藤、齋藤、高木、吉井

「京都やましろ 保養の家」を守り育てる会 会則

(名称)

第1条 この会の名称は、「京都やましろ 保養の家」を守り育てる会と称する。

(目的)

第2条 この会は、原発事故による放射能被害を受けた家族のための「京都やましろ 保養の家」を適切に運営し、あわせて、保養の家の利用者に対する必要なサポートを行うことを目的とする。

(所在地)

第3条 この会の事務所を京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55-1 コーポ桃山105号に置く。

(会の活動)

第4条 この会は、「京都やましろ 保養の家」を放射能被害を受けた家族が、ゆっくりと保養できる場所にするために必要な活動を行う。

(会員)

第5条 この会の目的に賛同し、年会費1,000円を納めた個人は会員になることができる。ただし、会費を1年以上滞納したものは、会員資格を失う。

(退会)

第6条 退会は、代表に届け出れば自由にできる。

(総会)

第7条 代表が招集する年1回の総会において、活動総括・方針、決算・予算、役員体制を決定する。3分の1以上の会員の要望により臨時総会を開催することができる。

(総会の議決)

第8条 総会の議事は、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(役員)

第9条 この会の役員として、代表、事務局長、会計、会計監査を置く。また、必要に応じて事務局員を置くことができる。役員任期は1年とし再任を妨げない。

(会計)

第10条 この会の経費は、会費、参加費、寄付金、助成金、その他の収入をもって充てる。この会の会計年度は毎年4月から翌年3月までとする。

付則

・設立年月日 この会は、2019年6月29日に設立された。